

6 西監第 70-3 号
令和 7 年 1 月 30 日

様

西尾市監査委員 糟谷 修
西尾市監査委員 大河内 博之

西尾市職員措置請求について（通知）

令和 7 年 1 月 16 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、内容を法律上の要件に照らし合わせて審査した結果、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の要旨は以下のとおりである。（原文のとおり）

西尾市の水道料金取り扱いは、大家族に対し大変不利になっており法の下での平等に反する。これに対し是正を求めたい。

詳しくは別紙の通り

（以下は別紙に記載）

請求の要旨

西尾市の水道料金は大家族にとってとても不利益に出来ている。

同じ町に住み、同じ単独世帯でも二世帯三世帯で住む場合は同じ水道を同じだけ使用しても水道単価は五倍となる。

これは家族数に関係なく一つの給水栓に流れる流量を計算をし使用量が多くなれば水道の m³当たり単価が跳ね上がる料金体系に問題があるからだ。

水道法の所管をする国の水道課に水道法の解釈を確認すると二世帯住宅は共同住宅であると定義をされておりそうすれば請求者の家は三世帯住宅となり共同住宅としての申請になる筈であるがその旨を水道局に確認をすると水道法ではそう言う計算になるが、西尾市の給水条例では出来ないと言われこれは非常におかしい話である。

自治体の裁量権は法の範囲内であると決められている筈で国の水道課の出している標準水道条例に対しても違っている。

西尾市は元々国の出していた標準条例を市の給水条例としていたが一市三町合併時に、わ

ざわざ二世帯住宅とは給水曹があるものと定義されこれが二世帯住宅を共同住宅としてみなさない原因となっている。

給水条例を改正するには何か根拠が必要と思われるがこれを尋ねても分らないとの主張である。

これを元に行っていると思われるが例えば東京とかは二世帯住宅は共同住宅としており水道料金に不平等が起きにくくしている。

これで計算をすれば請求人の水道料金は半額となり不平等は改善される。

法の下での平等は憲法 14 条で決まっている。

水道法も当然この概念で運用されるべきである。

自治体の裁量権の範囲内だと言うが、同じ西尾市に住み同じ一人世帯で同じ量を使っても最大 5 倍にもなる料金体系はとても裁量権の範囲内とは思えない。

また似た確定判例があり、これは旧高根町、現在の北斗市であるが住民の無い別荘所有者が法外に高い水道基本料を不服として裁判を起し最高裁で地方自治法 244 条に違反をしていると町に損害補償を命じてる。

水道は西尾市水道局を事業者とし住民を消費者とする消費者契約だと思いが西尾市の水道局にその意識はまるで無く、契約に際し料金表も提示されないし請求書にも使用水量と金額のみの表示で単価体系をわざわざわかりにくくしてこれは消費者契約法にも違反をしている。

水道は確かに私法の契約ではあるが、事業者が自治体であるならば当然憲法や水道法、地方自治法の下での事業となる。

支払った水道料金は市の歳入となるので払い過ぎた超過分の水道料金は返還されるべきである。

※巻末に添付されていた事実証明書は省略している。

2 住民監査請求の要件に係る判断

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度について、平成 5 年（行ウ）8 号（平成 5 年 8 月 5 日福岡地裁判決）は、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。ところが、原告の前記監査請求は、人格なき社団に対してなされた法人市民税の申告納付の通知の取消しを求めたものであつ

て、右通知につき違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」と判示している。また、同判決は、控訴審の平成5年（行コ）21号（平成6年3月8日福岡高裁判決）、上告審の平成6年（行ツ）97号（平成6年9月8日最高裁判決）において是認され確定している。

上記判決によれば、住民監査請求は、監査対象となる財務会計上の行為等が単に違法、不当というだけでは足りず、それによって当該地方公共団体に損害が発生していなければならないと解される。

本件請求において、請求人は市の水道料金について、西尾市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）で共用給水装置の料金体系を適用する条件を「2戸以上で受水槽をもって使用するもの」としていることは多世帯家族に高い料金を支払わせることとなり不平等であること、及び給水契約に際し料金表が提示されず単価を分かりにくくさせていることは、憲法、水道法、地方自治法、消費者契約法に違反すると主張し、過大に支払った分の水道料金を返還するよう求めている。

しかしながら、市が給水条例に基づき水道料金を徴収したことが、市に財産的損害を生じさせたとは言えない。

したがって、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているとは認められない。

3 結論

上記理由により、本件請求は不適法な請求として却下する。